

独立行政法人国際農林水産業研究センター
平成 25 年度第 1 回契約監視委員会議事概要

1. 日時：平成 25 年 8 月 9 日（金）14:00～17:00
2. 場所：国際農林水産業研究センター本館 2 階 特別会議室
3. 出席者：鈴木委員、高橋委員、中川委員、北條委員
4. 議題
 - (1) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて
 - (2) 平成 24 年度における契約状況のフォローアップについて
 - (3) 平成 24 年度第 4 四半期及び平成 25 年度第 1 四半期に実施した競争性のない随意契約の点検
 - (4) 平成 24 年度第 4 四半期及び平成 25 年度第 1 四半期に実施した入札の結果、一者応札・一者応募となったものの点検
 - (5) 2 カ年連続して一者応札・一者応募となったものの点検
 - (6) メールによる契約監視委員会の報告
 - (7) その他

5. 議事概要

(1) 事務局から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成 24 年 9 月 7 日付け総務省行政管理局長）の説明があり、競争性のない随意契約等の改善に関する国からの要請内容を確認した。

(2) 平成 24 年度における契約状況のフォローアップについて、契約担当者から資料に基づき説明があり、委員からは特に意見はなかった。

(3) 平成 24 年度第 4 四半期及び平成 25 年度第 1 四半期に実施した競争性のない随意契約の点検

標記について契約担当者より説明があり、審議が行われた。（平成 24 年度の第 4 四半期分については該当なし。）平成 25 年度第 1 四半期分は 16 件であった。この 16 件の内訳は 10 件が海外の研究機関への研究委託業務、5 件が電気料等の長期需給継続契約、1 件が法律顧問契約（継続法律相談案件）であり、全て一般競争にするのは難しく、随意契約は妥当であると判断された。

なお、研究委託業務の場合、実施した研究業務に対する評価結果及び予定する研究期間を一覧表に記載していただいた方が審議しやすい、との意見があった。

(4) 一者応札・一者応募となったものの点検

平成 24 年度第 4 四半期分 11 件、平成 25 年度第 1 四半期分 5 件について、契約担当者より説明を行い、以下のとおり委員から意見があった。

- ・研究委託業務については、評価のマネジメントをしっかりとしておく。
- ・保守業務については、代理店制度で複数者参入が難しいと思われるが、引き続き仕様書を見直し、複数者の参入ができるよう努力する。
- ・業者からの聴き取り（アンケート）が実施できた業務については、その内容を分析して参入できるよう活用する。

（５）２ヵ年連続して一者応札・一者応募となったものの点検

平成 24 年度第 4 四半期分 9 件（機器保守業務等）、平成 25 年度第 1 四半期分 5 件（国内研究委託業務）について契約担当者より、フォローアップ票の説明があり、その後、審議を行い以下の意見があった。

- ・幅広く公募するために引き続き広報に努める。
- ・仕様書について更に検討（見直し）を行う。電子ジャーナルの場合、アクセス件数の把握が可能であれば調査を行い仕様書に反映させる。
- ・情報の収集に努める。同種の業者から意見聴取を行い、応募しない理由を聞く。
- ・複数年契約の導入について検討を行う。
- ・保守業務においては、システム更新や機械更新の際にどの業者でも保守業務が可能なものにするよう検討を行う。
- ・研究委託業務については、事後に研究業務に対する評価を十分に行い次年度の契約の参考にする。

（６）メールによる契約監視委員会の報告

国際シンポジウム開催会場の借り上げ（新規案件）に係る契約方式を随意契約とすることについて、電子メールにより行われた契約監視委員会の意見集約結果の報告が事務局からあり、了承された。

（７）その他

事務局から委員会開催について以下の説明があり、了承された。

- ・契約監視委員会による「一者応札・応募事案フォローアップ票」の点検は原則として四半期ごとに行うが、集合しての開催は年に 2 回とし、あとは電子メールにより意見集約を行うこととしたい。

以上